

## 【フィリピン】 日比租税条約改正議定書の批准へ

\* 2008年5月28日、フィリピン上院外交委員会は、「日比租税条約改正議定書」の批准に同意する上院決議案を添付した委員会報告書を提出し、同議定書の早期発効を求めた。

### 日比租税条約改正議定書

「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約」(以下「日比租税条約」という。)は、1980年2月に署名、同年7月に発効した。その後の緊密化する両国の経済関係の現状に鑑み、両国政府は、同条約の改正を目的として2006年5月から交渉を開始した。こうして同年12月、マニラにおいて、「日比租税条約を改正する議定書」(以下「日比租税条約改正議定書」という。)の署名が行われるに至った。その要点は、①配当、利子及び使用料(著作権、特許権等)の支払に対する源泉地国課税の軽減、②みなし外国税額控除の将来的な廃止である。同議定書は、2007年6月に日本の国会の承認を終えているが、その発効には、フィリピン上院の同意を得た上でのフィリピン側の批准が必要となっている。

### 日比租税条約改正議定書の批准に同意する上院決議案

フィリピン憲法は、「条約又は国際協定は、上院の総議員の3分の2以上の同意がなければ効力を発しない」(第7条第21節)と定めている。2008年5月28日、フィリピン上院外交委員会は、「日比租税条約改正議定書の批准に同意する上院決議案」(S.R.N.425)を添付した「上院外交委員会報告書」(C.R.N.57)を提出した。同決議案で示された同議定書の批准に同意する理由は以下のとおりである。①両国の経済関係の重要性が反映されており、より強い経済的な結びつきが期待される。②両国の間で課せられる配当、利益及び使用料に関する源泉地国課税を軽減し、適用期限を有するみなし税額控除の及ぶ範囲を拡大するものである。③5月8日の上院外交委員会公聴会において、外務省、内国歳入局、フィリピン輸入業者協会及び海外労働者福祉庁の各代表が同議定書の批准の同意について支持した。上院の総議員数は24名であるが、上院外交委員会の委員数は14名(含委員長)、職権上の委員数は3名であり、同委員会報告書では、そのうちの14名が署名をしているため、実質的には、あと2名の同意者を獲得すれば、同議定書の批准に対する上院の同意が得られることになる。

参考文献(インターネット情報はすべて2008年6月19日現在である。)

・“Committee Report No.57,” 2008.5.28.

フィリピン上院サイト<<http://www.senate.gov.ph/lisdata/75176737!.pdf>>

・“Senate P.S.RES.No.425,” 2008.5.28.

フィリピン上院サイト<[http://www.senate.gov.ph/lis/bill\\_res.aspx?congress=14&q=SRN-425](http://www.senate.gov.ph/lis/bill_res.aspx?congress=14&q=SRN-425)>

(遠藤 聡・海外立法情報課)